

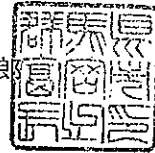
富岡市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずる。

平成26年9月30日

富岡市長 岩井 賢太郎



変 更 調 書

富岡市

大字	字	地 番
妙義町上高田	諏訪前	692の3
	稲葉前	甲823の3
松井田町人見	西向原	2496の2の一部、2497の2、2498の3、2498の4、2499から2504まで、2505の1、2506の1、2507の1、2508の2、2508の3、2509の2、2510の2、2511の2、2512の2
	下西原	2824の6、2824の7、2825の2

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を妙義町上高田字稲葉上に変更する。

富岡市

大字	字	地 番
妙義町上高田	稲葉上	甲734の一部、乙734の1の一部、734の3の一部
	山下	乙767、767の3、767の4、768の3、768の4、780の4、乙780の2、乙781、781の3
	稲葉前	807の3、812
妙義町下高田	原	2671の1、2672、2673の1、2674の1、2675、2676の1の一部、2677の1
松井田町人見	西向原	2494の2、2495の2、2496の2の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の一部を含む。）を妙義町上高田字筑前上に変更する。

富岡市

大字	字	地 番
妙義町下高田	越ヶ谷	2461の3
松井田町人見	向原	2293の3
	榎戸	3193の40

上記区域（同区域に隣接する道路である市有地の全部及び妙義町下高田字原2704に隣接する松井田町人見字榎戸の道路である市有地の一部を含む。）を妙義町下高田字原に変更する。

変 更 理 由 書

県営松義東部土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、字の区域を変更する必要が生じたため。

事 業 の 概 要

- | | | |
|---|------|------------------|
| 1 | 事業名 | 県営松義東部土地改良事業 |
| 2 | 事業主体 | 群馬県 |
| 3 | 事業年度 | 平成18年度から平成26年度まで |
| 4 | 事業面積 | 134.3ヘクタール |